

重要事件等捜査本部の運営について（通達）

平成 6 年 8 月 24 日

熊捜一甲第 910 号

重要事件等の発生に際しては、これまで「重要事件等捜査本部運営要綱の制定について」（平成 2 年 10 月 30 日付け熊捜一甲第 5947 号例規）に基づき、事件の性質、態様等に応じた捜査本部を設置して、捜査を統一的かつ強力に推進してきたところであるが、警察庁から、捜査本部の体制を充実強化するため、

捜査副本部長に充てるべき者として警察本部の鑑識課長を加えるとともに、鑑識資料分析官を捜査本部員として置くこととし、これに充てるべき者及びその任務を定めること。

捜査本部員として捜査班運営主任官を置くこととし、これに充てるべき者及びその任務について定めることのほか、重要事件等の性質、態様等に応じて、必要な捜査本部員を置くこと。

などを主な内容とする「重要事件等捜査本部運営要綱の一部改正について」（平成 5 年 7 月 12 日付け警察庁乙刑発第 8 号）及び、「重要事件等捜査本部運営要綱の運用についての一部改正について」（平成 5 年 7 月 12 日付け警察庁丙捜一発第 16 号）（以下「要綱等」という。）が通達された。

今後、本県における重要事件等捜査本部の運営については、要綱等に基づき行うとともに、その適正かつ効果的な運営を図るため、下記のとおり重要事件等捜査本部編成表及び重要事件等捜査本部事件引継書を作成することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって「重要事件等捜査本部運営要綱の制定について」は、廃止する。

記

1 重要事件等捜査本部編成表

捜査副本部長は、重要事件等捜査本部運営要綱第 3 の規定により重要事件等捜査本部が開設されたときは、任務分担等を明確にするため、重要事件等捜査本部編成表（別記様式第 1 号）を作成するものとする。

2 重要事件等捜査本部事件引継書

重要事件等捜査本部運営要綱の運用について 6 の(2)のアに規定する事件引継書は、重要事件等捜査本部事件引継書（別記様式第 2 号）とする。

別記様式（略）